

## 川崎町立統合中学校建設工事設計業務プロポーザル選定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 川崎町立統合中学校建設工事設計業務（以下「設計業務」という。）を委託するにあたり、業務の遂行に最も適した者を厳正かつ公正に選定するために、川崎町立統合中学校建設工事設計業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### (審議事項)

第2条 選定委員会は、川崎町立統合中学校建設工事設計業務プロポーザルに関する次に掲げる事項を審議し、経過及び審査結果を町長に報告する。

- (1) 設計業務に関する参加表明書等の審査及び技術提案書等要請者の選定
- (2) 設計業務に関する技術提案書等の評価及び設計事業者の特定
- (3) その他必要と認める事項

### (組織)

第3条 選定委員会の委員は10名以内をもって組織し、町長が委嘱する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を統括し、選定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代理する。

### (会議)

第5条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外のものを会議に出席させ意見を聴くこと及び資料の提出を求めることができる。

### (厳守義務)

第6条 選定委員会の内容、及び選定委員会で知り得た事項等については、選定委員会以外の者に漏らしてはならない。

### (審査結果の公表等)

第7条 選定委員会は非公開とする。

2 選定委員会の審議経過及び結果は、設計事業者特定後に公表する。

(事務局)

第8条 選定委員会の事務局を防災管財課に置き、事務局は選定委員会の庶務を行う。

(選定委員会の解散)

第9条 選定委員会は、第2条に定める任務が終了したときに解散する。

(委任)

第10条 この要綱に定めのあるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則 この要綱は公布の日から施行する。